

4 高 小 中 第 1009 号
令 和 4 年 10 月 4 日

各市町村（学校組合）立学校長 様

高知県教育委員会事務局小 中 学 校 課 長
特別支援教育課長

臨時的任用教職員に交付する勤務条件説明書の内容変更について（通知）

地方公務員等共済組合法及び公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正に伴い、臨時的任用教職員に交付する勤務条件説明書の内容が変更されました。

つきましては、臨時的任用教職員に対して、「別紙様式第4号」、「別添1」及び「別添3」をお渡しいただきますようお願いいたします。

ただし、10月1日以降発令の職員につきましては、改正後の勤務条件説明書を辞令とともに送付しますので、配布の必要はありません。

また、改正内容の詳細につきましては、令和4年9月28日付け4高教福第799号の高知県教育長通知、令和4年7月27日付け4高教福第572号及び令和4年9月13日付け4高教福第779号の高知県教育委員会事務局教職員・福利課長通知を参照ください。

<担当>

高知県教育委員会事務局
小中学校課（総務担当）
電話

勤 務 条 件 説 明 書		
令和 年 月 日		
様		
小中学校課長		
あなたを任用するに当たっての勤務条件は、次のとおりです。		
任用期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで ※ただし、本務者の休暇等に応じて期間を変更することがあります。	
勤務場所		
職務内容	臨時的任用教職員（教員・学校栄養職員・事務職員）	
勤務時間	8時30分から17時まで（うち休憩時間45分）を基本とする。 ※ただし、勤務校によって始業・終業時間が異なる場合がある。	
休 暇	公立学校臨時的任用教職員取扱要綱に定めるとおり。 1 年次有給休暇 2 病気休暇 3 特別休暇 4 無給の休暇等 } 別添1のとおり	
給 料	1 給 料 人事異動通知書記載のとおり。（別添2給料表参照） ただし、任用の始期又は終期が月の途中の場合のその月の給料は日割り計算により支給。 2 諸手当 } 3 給与支給日 } 別添3のとおり 4 退職手当 正規教職員の例による。 ※ただし、年度末の年齢が60歳を超える臨時的任用教職員には支給しない。	
服 務	採用先の市町村教育委員会の「職員服務規程」等による。	
そ の 他	1 社会保険 厚生年金保険及び共済組合の短期給付（健康保健）が適用される。 2 雇用保険 任用期間が30日を超える場合は加入する。 3 災害補償 地方公務員災害補償法が適用される。 4 控 除 等 給与等の支給に当たっては、所得税及び社会保険料等を控除する。	

臨時的任用教職員の休暇

(1) 年次有給休暇

ア 付与日数

臨時的任用期間の月数（1月に満たない日数は、15日以上を1月として取扱う。）に1.6を乗じて得た数（1未満の端数は1に切り上げる。）に相当する日数とする。

※1 期間の計算については、民法（明治29年法律第89号）第143条に定める「暦による期間の計算」の例にならうものとする。

※2 任用期間の延長があった場合は、延長された期間を含む総期間で日数を算出し、既に取得した年次有給休暇がある場合は、その日数を差し引いた日数を付与する。

イ 取得単位及び換算方法

1日（7時間45分）又は1時間とする。ただし、休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

時間単位で取得した休暇の日への換算方法は、7時間45分をもって1日とする。

ウ 退職時の残日数の引き継ぎ

一の会計年度内において退職した後、任用期間終了時から次の任用までの期間が2週間以内に再度任用された場合は、退職した日の残日数を引き継ぐことができる。

この場合において、任用時に新たに年次有給休暇が付与されるときは、退職した所属における任用期間と任用した所属の辞令の期間を通算した期間に応じて付与される日数から、退職した所属において既に取得した日数を差し引いた日数を新たに付与する。

エ 年度末における残日数の翌年度への繰越し

年度末において休暇に残余日数があり、任用期間終了時から次の任用までの期間が2週間以内である場合は、20日を限度として翌年度に繰り越すことができる。

(2) 病気休暇

ア 付与日数

病気休暇は、負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、日数は、任用期間に応じて次表に定めるとおりとする。

任用期間	～2月	2月1日 ～4月	4月1日 ～6月	6月1日 ～8月	8月1日 ～10月	10月1日 ～12月
病気休暇日数	5	6	7	8	9	10

※1 期間の計算については、民法（明治29年法律第89号）第143条に定める「暦による期間の計算」の例にならうものとする。

※2 任用期間の延長があった場合は、延長された期間を含む総期間で上表に基づいて日数を算出し、既に取得した病気休暇がある場合には、その日数を差し引いた日数を付与する。

イ 取得単位及び換算方法

1日（7時間45分）又は1時間とする。ただし、休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

時間単位で取得した休暇の日への換算方法は、7時間45分をもって1日とする。

ウ 退職時の残日数の引き継ぎ

一の会計年度内において退職した後、再度、臨時的任用教職員に任用された場合は、退職した日の残日数を引き継ぐことができる。

この場合において、任用時に新たに病気休暇が付与されるときは、退職した所属における任用期間と任用した所属の辞令の期間を通算した期間に応じて付与される日数から、退職した所属において既に取得した日数を差し引いた日数を新たに付与する。

(3) 特別休暇

ア 夏期特別休暇

夏期特別休暇の日数は、7月1日から9月30日までの3箇月間における任用期間（日数）に応じて次表に定めるとおりとし、7月1日から9月30日の間において職員から請求があった場合に1日又は4時間を単位として承認するものとする。

任 用 期 間	1 日 ～ 4 日	5 日 ～ 13 日	14 日 ～ 22 日	23 日 ～ 31 日	32 日 ～ 40 日	41 日 ～ 49 日	50 日 ～ 58 日	59 日 ～ 67 日	68 日 ～ 76 日	77 日 ～ 85 日	86 日 以上
特別休暇日数	0	4:00	1 日	1 日 4:00	2 日	2 日 4:00	3 日	3 日 4:00	4 日	4 日 4:00	5 日

イ 出生サポート休暇（不妊治療休暇）

（ア）休暇の事由

職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

（イ）対象となる臨時的任用教職員

6 月以上の任期が定められている者又は 6 月以上継続勤務している者

（ウ）付与日数

一の会計年度につき 5 日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては 10 日）を超えない範囲内

（エ）取得単位及び換算方法

1 日（7 時間 45 分）又は 1 時間とする。ただし、休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

時間単位で取得した休暇の日への換算方法は、7 時間 45 分をもって 1 日とする。

（オ）管理職員における留意事項

管理職員は、不妊治療自体がプライバシーへの配慮が強く求められるものであることを理解し、休暇の承認等に当たっては、臨時的任用教職員のプライバシーが保護されるよう配慮すること。

ウ 分べん休暇

（ア）8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内に出産する予定である女性の臨時的任用教職員が請求した場合 出産の日までの請求した期間

（イ）女性の臨時的任用教職員が出産した場合 出産の日の翌日から 8 週間を経過するまでの期間（多胎妊娠による場合に あっては、10 週間）。ただし、出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の出産の場合にあって は、10 週間

エ 配偶者の出産休暇

（ア）休暇の事由

配偶者の出産

（イ）対象となる臨時的任用教職員

（3）イ（イ）と同様とする。

（ウ）付与日数

臨時的任用教職員の配偶者が出産するため病院に入院する等の日から出産の日以後 2 週間の期間において 3 日を超えない範囲内

（エ）取得単位及び換算方法

（3）イ（エ）と同様とする。

オ 男性職員の育児参加休暇

（ア）休暇の事由

男性職員の育児参加（臨時的任用教職員の配偶者が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する臨時的任用教職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。）

（イ）対象となる臨時的任用教職員

（3）イ（イ）と同様とする。

（ウ）付与日数

臨時的任用教職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前
の日から当該出産の日以後 1 年を経過する日までの期間にある場合において、期間中 5 日を超えない範囲内

（エ）取得単位及び換算方法

（3）イ（エ）と同様とする

カ 看護休暇

公立学校臨時的任用教職員取扱要綱別記第 1 に定めるところによる。

キ 短期介護休暇

公立学校臨時的任用教職員取扱要綱別記第 2 に定めるところによる。

ク その他の特別休暇

次表に定めるところによる。

原 因	承認を与える期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による職員の著しい出勤困難	その都度必要と認める時間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等の際の職員の退勤途上における身体の危険回避	同上
地震、水害、火災その他の災害による職員の現住居の滅失又は損壊等（地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。） ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	1週間を超えない範囲でその都度必要と認める期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	その都度必要と認める時間
選挙権その他公民としての権利行使	同上
女性職員の生理（生理日において勤務することが著しく困難である者が請求した場合）	その都度必要と認める期間。ただし、2日を超えないものとする。
臨時的任用教職員の結婚（結婚の日を含む6週間以内とする。ただし、公務等の都合によりこれにより難いと認められる場合にあっては、社会通念に反しない範囲で所属長が認める期間内とすることができる。）	その都度必要があると認める日。ただし、5日を超えることはできない。
妊産婦の健康診断（妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法第10条及び第13条に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合）	妊娠6月（1月は28日として計算する。）までは4週間に1回、妊娠7月から9月までは2週間に1回、妊娠10月から分べんまでは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、承認できる時間は、1回につき、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要があると認める時間
妊婦の通勤緩和（妊娠中の女性職員が通勤に交通機関又は交通用具を利用する場合において、その混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合）	正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて1時間を超えない範囲内で各々必要があると認める時間
骨髄又は末梢血幹細胞の提供（職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。）	その都度必要と認める日又は時間
父母、配偶者及び子の祭日（父母、配偶者及び子の死亡後人事委員会が定める年数以内のものに限る。）	その都度必要と認める場合において、1日（正規教職員の例による。）
忌引	正規教職員の例による。

(4) 無給の休暇等

妊産疾病休暇、育児時間、介護休暇、介護時間、組合休暇、部分休業については、「公立学校臨時的任用教職員取扱要綱」に定めるとおりとする。

臨時的任用教職員の給与等について

1 手当について

(1) 扶養手当

扶養親族のある職員に支給される手当

ただし、支給手続、支給範囲及び支給額については、正規教職員に準ずる

- ・配偶者 6,500 円
 - ・子 10,000 円
 - ・父母等 6,500 円
 - ・扶養親族のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算
- ただし、年度末の年齢が60歳を超える臨時的任用教職員には支給しない

(2) 住居手当

借家若しくは借間に居住し、一定額(12,000円)を超える家賃若しくは間代を払っている職員に支給される手当

ただし、支給手続、支給範囲及び支給額については、正規教職員に準ずる

- ・借家、借間に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員
- ・月額23,000円以下の家賃を支払っている職員には家賃から12,000円を控除した額
- ・月額23,000円を超える家賃を支払っている職員には家賃から23,000円を控除した額の1/2を11,000円に加算した額(限度額27,000円)

ただし、年度末の年齢が60歳を超える臨時的任用教職員には支給しない

(3) 通勤手当

片道2km以上の通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員に支給する手当

ただし、支給手続、支給範囲及び支給額については、正規教職員に準ずる

・自動車等通勤者	2～5km未満	3,300円	35～40km未満	22,000円
	5～6km未満	4,300円	40～45km未満	24,800円
	6～10km未満	5,600円	45～50km未満	27,200円
	10～15km未満	8,000円	50～55km未満	29,600円
	15～20km未満	10,700円	55～60km未満	32,000円
	20～25km未満	13,500円	60～65km未満	34,400円
	25～30km未満	16,300円	65km～	36,800円
	30～35km未満	19,200円		

・交通機関利用通勤者

3箇月定期券(6箇月を利用する者は6箇月)の価額により一括支給

ただし、任用期間によってはこの限りではない(1箇月あたりの支給限度額 56,200円)

・交通機関と自動車等を併用して通勤する者

運賃等相当額に自動車等通勤キロ数に従った金額を加算した額を運賃等相当額とみなし、上記の例により支給する(1箇月あたりの支給限度額 56,200円)

・特別急行列車等を利用する者

1箇月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額(上限額2万円)を別途支給

※高速道路の場合は、通勤距離が40km以上又は通勤時間が概ね80分以上で高速道路利用により通勤時間が30分以上短縮される場合に限る

(4) 児童手当(ただし、県からの支給は10月分まで)

児童を養育している職員に支給される手当

ただし、支給手続、支給範囲及び支給額については、正規教職員に準ずる

- ・3歳未満 15,000円
- ・3歳以上小学校修了前 10,000円(第1子、第2子)
15,000円(第3子以降)
- ・中学生 10,000円

ただし、受給資格者の前年の所得が所得制限限度額以上である場合、支給要件児童一人につき、月額5,000円(特例給付)を支給する

(5) 特殊勤務手当

著しく困難な勤務その他の特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつその特殊性を給与で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して、その勤務の特殊性に応じて日額で支給される手当

①多学年学級担当 2学年以上 290円/日 3学年以上 350円/日

②学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務 7,500円/日

- (非常災害時における児童生徒の保護又は緊急の防災・復旧 8,000 円/日)
- ③修学旅行等の引率指導業務 (宿泊を伴うもの) 5,100 円/日
- ④対外運動競技等の引率指導 (宿泊を伴う又は週休日等) 5,100 円/日
- ⑤部活動の指導業務 2時間以上3時間未満 1,800 円/日 3時間以上4時間未満 2,700 円/日
4時間以上 3,600 円/日
- ⑥入学試験業務 900 円/日

(6) 時間外勤務手当

正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員 (講師を除く) に対して支給される手当

- ・平日 1時間あたりの給与額の125% (深夜150%)
- ・週休日及び休日等 1時間あたりの給与額の135% (深夜160%)
- ・同一週以外の振替 1時間あたりの給与額の25%
- ・月60時間を超える場合 1時間あたりの給与額の150% (深夜175%)

(7) へき地手当

へき地学校等に勤務する職員に支給される手当

(給料の月額+扶養手当月額) ×支給割合

支給割合 ・準ずる学校 1% ・1級地 3% ・2級地 5% ・3級地 7% ・4級地 14% ・5級地 18%

ただし、年度末の年齢が60歳を超える臨時的任用教職員には支給しない

(8) 期末・勤勉手当

6月1日、12月1日にそれぞれ在職した職員に対して、雇用期間等に応じて支給する

- ・期末手当：年間2.5月 (6月支給1.25月、12月支給1.25月)
- ・勤勉手当：勤務成績が良好な職員の年間月数1.59月 (6月支給0.795月、12月支給0.795月)

ただし、年度末の年齢が60歳を超える臨時的任用教職員には再任用職員に適用される支給割合により支給する

2 給与締切日 当該月の5日

3 給与支給日 正規教職員の例による
※ただし、4月については25日 (25日が土曜日に当たるときは前日、日曜日に当たるときは翌日)